(3)　加工は，法第48条第６項第１号から第３号までのいずれかに該当する者，同項第４号に該当する者のうち食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第13項に規定する食肉製品製造業（法第48条第７項に規定する製造業に限る。）に従事する者又は都道府県知事若しくは地域保健法（昭和22年法律第101号）第５条第１項の規定に基づく政令で定める市及び特別区の長が生食用食肉を取り扱う者として適切と認める者が行わなければならない。ただし，その者の監督の下に行われる場合は，この限りでない。

(4)　加工は，肉塊が病原微生物により汚染されないよう衛生的に行わなければならない。また，加工は，加熱殺菌をする場合を除き，肉塊の表面の温度が10°を超えることのないようにして行わなければならない。

(5)　加工に当たっては，刃を用いてその原形を保ったまま筋及び繊維を短く切断する処理，調味料に浸漬させる処理，他の食肉の断片を結着させ成形する処理その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理をしてはならない。

(6)　加工に使用する肉塊は，凍結させていないものであって，衛生的に枝肉から切り出されたものでなければならない。

(7)　(6)の処理を行った肉塊は，処理後速やかに，気密性のある清潔で衛生的な容器包装に入れ，密封し，肉塊の表面から深さ１cm以上の部分までを60°で２分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法で加熱殺菌を行った後，速やかに４°以下に冷却しなければならない。

(8)　(7)の加熱殺菌に係る温度及び時間の記録は，１年間保存しなければならない。

3　生食用食肉の保存基準

(1)　生食用食肉は，４°以下で保存しなければならない。ただし，生食用食肉を凍結させたものにあっては，これを－15°以下で保存しなければならない。

(2)　生食用食肉は，清潔で衛生的な容器包装に入れ，保存しなければならない。

4　生食用食肉の調理基準

(1)　２の(1)から(5)までの基準は，生食用食肉の調理について準用する。

(2)　調理に使用する肉塊は，２の(6)及び(7)の処理を経たものでなければならない。

(3)　調理を行った生食用食肉は，速やかに提供しなければならない。

○農林水産省告示第千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道石狩市浜益区幌一〇一〇の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道留萌市礼受町八五六（国有林）、七の四八・三六一・七二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七の五〇

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道島牧郡島牧村字栄浜三八〇の一地先（次の図に示す部分に限る。）、三八〇の一、三八一の八、三八一の三一から三八一の三三まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道十勝郡浦幌町字円山二六三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道厚岸郡浜中町湯沸四三一地先・四三二地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年九月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町牧谷一一二字寺山谷二の四から二の六まで、三の二から三の六まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

一一二字寺山谷二の五、三の五

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）